

発議第1号

瀬戸内市議会基本条例の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成16年瀬戸内市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成27年3月23日 提出

瀬戸内市議会議長 小野田 光 様

提出者 議会運営委員長 平原 順二

（提出の理由）

災害が発生した場合に、議会としても災害からの復興に向け積極的な役割を果たすことを災害時の議会活動の原則として明確化するため、提出するものである。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市議会基本条例の一部を改正する条例

瀬戸内市議会基本条例(平成24年瀬戸内市条例第41号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2条—第5条」を「第2条—第6条」に、「第6条—第9条」を「第7条—第10条」に、「第10条—第12条」を「第11条—第13条」に、「第13条・第14条」を「第14条・第15条」に、「第15条—第17条」を「第16条—第18条」に、「(第18条)」を「(第19条)」に、「第19条—第21条」を「第20条—第22条」に、「第22条—第24条」を「第23条—第25条」に改める。

第24条を第25条とし、第3条から第23条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(災害時の議会活動)

第3条 議会は、災害が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要
な予算の迅速な決定その他災害からの早期の復興に資する役割を積極的に果たすものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市議会基本条例(平成24年瀬戸内市条例第41号)新旧対照表

現行	改正後
<p>○瀬戸内市議会基本条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 議会及び議員の活動(第2条—第5条)</p> <p>第3章 市民と議会の関係(第6条—第9条)</p> <p>第4章 執行機関と議会の関係(第10条—第12条)</p> <p>第5章 議会運営(第13条・第14条)</p> <p>第6章 政治倫理、定数及び報酬(第15条—第17条)</p> <p>第7章 政務活動費(第18条)</p> <p>第8章 議会機能の強化(第19条—第21条)</p> <p>第9章 最高規範性で見直し手続(第22条—第24条)</p> <p>附則</p> <p>前文</p> <p>第2章 議会及び議員の活動</p> <p>第2条 略</p>	<p>○瀬戸内市議会基本条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 議会及び議員の活動(第2条—第6条)</p> <p>第3章 市民と議会の関係(第7条—第10条)</p> <p>第4章 執行機関と議会の関係(第11条—第13条)</p> <p>第5章 議会運営(第14条・第15条)</p> <p>第6章 政治倫理、定数及び報酬(第16条—第18条)</p> <p>第7章 政務活動費(第19条)</p> <p>第8章 議会機能の強化(第20条—第22条)</p> <p>第9章 最高規範性で見直し手続(第23条—第25条)</p> <p>附則</p> <p>前文</p> <p>第2章 議会及び議員の活動</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(災害時の議会活動)</u></p> <p><u>第3条 議会は、災害が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要予算の迅速な決定その他災害からの早期の復興に資する役割を積極的に果たすものとする。</u></p>

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)～(3) 略

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 略

(議長及び副議長)

第5条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2～3 略

第3章 市民と議会の関係

(市民との関係)

第6条 議会は、市民に開かれた議会を目指して、議会の活動に関する情報を公開するとともに、市民に対して説明する責任を果たさなければならない。

2～4 略

(議案に対する賛否の公表)

第7条 議会は、議案に対する各議員の賛否について、無記名投票によるものを除き、議会広報紙、ホームページ等で公表するものとする。

2 略

(議会報告会)

第8条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を開催するものとする。

2 略

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)～(3) 略

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 略

(議長及び副議長)

第6条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2～3 略

第3章 市民と議会の関係

(市民との関係)

第7条 議会は、市民に開かれた議会を目指して、議会の活動に関する情報を公開するとともに、市民に対して説明する責任を果たさなければならない。

2～4 略

(議案に対する賛否の公表)

第8条 議会は、議案に対する各議員の賛否について、無記名投票によるものを除き、議会広報紙、ホームページ等で公表するものとする。

2 略

(議会報告会)

第9条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を開催するものとする。

2 略

(議会広報活動の充実)

第9条 議会は、市政に係る情報を、常に市民に対して広報するよう努めるものとする。

2 略

第4章 執行機関と議会の関係

(市長等との関係の基本原則)

第10条 議会審議において、議員は市長等の執行機関に対し常に緊張感のある関係を維持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、市民の意見を反映した政策立案及び政策提言を行うよう努めなければならない。

2～4 略

(議会審議における論点情報の形成)

第11条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。

(1)～(7) 略

(予算及び決算における政策説明)

第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。

第5章 議会運営

(自由討議)

第13条 議会は、議員による討議の場であることから、議員相互の討議を行い、議論を尽くさなければならない。

2～3 略

(委員会の活動)

(議会広報活動の充実)

第10条 議会は、市政に係る情報を、常に市民に対して広報するよう努めるものとする。

2 略

第4章 執行機関と議会の関係

(市長等との関係の基本原則)

第11条 議会審議において、議員は市長等の執行機関に対し常に緊張感のある関係を維持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、市民の意見を反映した政策立案及び政策提言を行うよう努めなければならない。

2～4 略

(議会審議における論点情報の形成)

第12条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。

(1)～(7) 略

(予算及び決算における政策説明)

第13条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。

第5章 議会運営

(自由討議)

第14条 議会は、議員による討議の場であることから、議員相互の討議を行い、議論を尽くさなければならない。

2～3 略

(委員会の活動)

第14条 委員会は、その専門性及び特性をいかして必要の都度開催し、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。

2～3 略

第6章 政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第15条 議員の政治倫理は、瀬戸内市議会議員政治倫理条例(平成20年瀬戸内市条例第59号)により、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、同条例を遵守しなければならない。

(議員定数)

第16条 議員定数は、議会が有する機能を十分発揮し、議会において活発な議論が行われるよう定めなければならない。

2～3 略

(議員報酬)

第17条 議員報酬の見直しに当たっては、瀬戸内市特別職報酬等審議会条例(平成16年瀬戸内市条例第43号)に規定する瀬戸内市特別職報酬等審議会の意見を尊重するとともに、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。

2 略

第7章 政務活動費

(政務活動費)

第18条 議員は、政務活動費を有効に活用し、調査研究又は政策提言の充実に努めなければならない。

2～3 略

第8章 議会機能の強化

(議員研修の充実)

第15条 委員会は、その専門性及び特性をいかして必要の都度開催し、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。

2～3 略

第6章 政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第16条 議員の政治倫理は、瀬戸内市議会議員政治倫理条例(平成20年瀬戸内市条例第59号)により、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、同条例を遵守しなければならない。

(議員定数)

第17条 議員定数は、議会が有する機能を十分発揮し、議会において活発な議論が行われるよう定めなければならない。

2～3 略

(議員報酬)

第18条 議員報酬の見直しに当たっては、瀬戸内市特別職報酬等審議会条例(平成16年瀬戸内市条例第43号)に規定する瀬戸内市特別職報酬等審議会の意見を尊重するとともに、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。

2 略

第7章 政務活動費

(政務活動費)

第19条 議員は、政務活動費を有効に活用し、調査研究又は政策提言の充実に努めなければならない。

2～3 略

第8章 議会機能の強化

(議員研修の充実)

第19条 議会は、議員の資質及び政策立案能力等の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制充実)

第20条 議会は、議員の政策立案能力等の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第9章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。

2 略

(議会関係条例の遵守)

第23条 議員は、この条例の理念に基づいて制定される議会関係条例等を遵守し議会運営に当たらなければならない。

2 略

(条例の検証及び改正)

第24条 議会は、この条例の目的達成について検証するとともに、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例を改正するものとする。

第20条 議会は、議員の資質及び政策立案能力等の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制充実)

第21条 議会は、議員の政策立案能力等の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第9章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。

2 略

(議会関係条例の遵守)

第24条 議員は、この条例の理念に基づいて制定される議会関係条例等を遵守し議会運営に当たらなければならない。

2 略

(条例の検証及び改正)

第25条 議会は、この条例の目的達成について検証するとともに、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例を改正するものとする。